

獨協医科大学助産学専攻科特別奨学金貸与規程

令和6年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、獨協医科大学助産学専攻科（以下「専攻科」という。）に在学する学生のうち、修了後、獨協医科大学病院及び獨協医科大学埼玉医療センター（以下「本学病院」という。）のいずれかに看護職として従事する意志のある学生に対し、学資を貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、前条の学資の貸与を受ける者を獨協医科大学助産学専攻科特別奨学生（以下「特別奨学生」という。）といい、その学資を獨協医科大学助産学専攻科特別奨学金（以下「特別奨学金」という。）という。

(貸与要領)

第3条 特別奨学金の貸与は、次の各号に定める要領で行う。

- (1) 特別奨学金は、当該年度の授業料を一括して貸与する。
- (2) 特別奨学生は若干名とする。
- (3) 貸与は、決定を受けた年度の1回とする。
- (4) 在学中、修了後を問わず特別奨学金には利息を付さない。ただし、特別奨学金返還時において返還に遅延が生じた場合は、第10条第2項に定める遅延利息を付すものとする。

(申請資格)

第4条 特別奨学金の貸与を申請できる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 学業、人物とも優れた学生で成業の見込みがある者
- (2) 修了後、本学病院のいずれかに従事し、看護の専門職として研鑽を続ける意志のある者

(申請手続)

第5条 獨協医科大学学長（以下「学長」という。）は、特別奨学金の貸与を受けたい者を募る。

2 募集は、毎年度1回5月に行い、学生用掲示板に公示する。

3 特別奨学金の貸与を受けたい者は、大学が募集する期間に特別奨学金貸与申請書（別記様式第1号）を獨協医科大学助産学専攻科長経由で、学長に提出するものとする。

(奨学生の選考、採用及び貸与契約の締結)

第6条 前条により提出された書類に基づき、当該年度の特別奨学生候補者を選考し、獨協医科大学助産学専攻科運営委員会の議を経て学長に上申するものとする。

2 学長は、上申に基づき特別奨学生を決定する。

3 学長は、特別奨学生を決定したときは、特別奨学生採用通知書（別記様式第2号）により、特別奨学生に通知するものとする。

4 前項の規定により、特別奨学生に採用された者は、契約書（別記様式第3号）により、獨協医科大学（以下、「大学」という。）と特別奨学金貸与契約を締結するものとする。

(連帯保証人)

第7条 特別奨学生に採用された者は、前条第4項の貸与契約を締結するに際し連帯保証人2名を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、特別奨学生又は特別奨学生であった者と連帯して、貸与を受けた奨学金の総額（極度額）の範囲内で保証するものとする。

3 第1項の連帯保証人のうち、1名は父母又はこれに準ずる者とし、他の1名は独立の生計を営む者とする。

4 学長は、連帯保証人から奨学生の履行状況について問い合わせを受けた場合は、回答するものとする。

5 学長は、奨学生が返還を遅滞した場合は、その旨を2月以内に連帯保証人へ通知するものとする。

(貸与方法)

第8条 特別奨学金は、特別奨学金口座振込依頼書(別記様式第4号)に基づき、特別奨学生が指定する銀行口座への振込みにより貸与するものとする。

(特別奨学金の取り止め)

第9条 特別奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、特別奨学金の貸与を取り止めることができる。

- (1) 退学
 - (2) 除籍
 - (3) 特別奨学金貸与申請者が申請書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより特別奨学生となったことが判明したとき
 - (4) 獨協医科大学学則第46条に定める懲戒処分を受けたとき
 - (5) その他特別奨学生として相応しくない事由が生じたとき
- (特別奨学金の返還)

第10条 特別奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由の生じた日から1月以内に貸与を受けた特別奨学金の全額を大学が指定する銀行口座への振込みにより返還しなければならない。

- (1) 前条の事由が発生したとき
- (2) 専攻科を修了し、本学病院のいずれにも看護職として従事しないとき
- (3) 専攻科を修了し、本学病院のいずれかに看護職として従事した期間が2年間に満たずに離職するとき
- (4) 本学病院の看護師採用試験において不合格となった場合

2 特別奨学生又は特別奨学生であった者は、正当な理由がなく、前項に基づく返還金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの遅延元金に対し、年10%の割合で遅延利息を支払うものとする。

(特別奨学金の返還猶予)

第11条 学長は、特別奨学生であった者が、災害、病気、進学その他やむを得ない理由により、専攻科修了後引き続き本学病院に従事することが困難であると認められる場合は、その事由が継続する期間に限り、特別奨学金の返還を猶予することができる。ただし、返還猶予は、猶予後において本学病院のいずれかに看護職として従事することを条件とする。

2 特別奨学生であった者が、看護学部特別奨学生であった場合、学長は、看護学部における返還免除となる従事期間が満了するまで、特別奨学金の返還を猶予することができる。ただし、返還猶予は、看護学部における返還免除従事期間満了後も引き続き、本学病院のいずれかに看護職として従事することを条件とする。

3 前二項の定めにより、特別奨学金の返還猶予を受けようとする者は、特別奨学金返還猶予願(別記様式第5号)を学長に提出し、承認を受けなければならない。

(特別奨学金の返還免除)

第12条 学長は、特別奨学生が専攻科を修了後、本学病院のいずれかに看護職として2年間従事した場合には、特別奨学金の返還を免除することができる。

2 休職した期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとする。

3 第1項の規定に関わらず、看護学部特別奨学金の貸与を受けた者は、看護学部における返還免除となる従事期間が終了するまで、専攻科における特別奨学金が免除となる従事期間に含まないものとする。

(特別奨学金の返還免除申請手続)

第13条 特別奨学生は、本学病院のいずれかに看護職として従事開始後、速やかに就業届(別記様式第6号)を提出しなければならない。

2 特別奨学金の返還免除を受けようとする者は前条の返還免除となる従事期間満了後、特別奨学金返還免除願(別記様式第7号)を学長に提出し、承認を受けなければならない。

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、特別奨学金の貸与に関し必要な事項は別に定める。

(事務所管)

第15条 この規程に関する事項は看護学部事務室看護教務課の所管とし、貸与契約締結後の貸与及び返還に関する出納業務は経理部経理課の所管とする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和6年 規程第52号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式 (省略)